

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		2,837	204,763,694
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		92	2,181,907
債 務 控 除 額		1,438	16,879,023
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		401	1,236,509
課 税 価 格	実	2,859	191,303,087
相 続 税 額	算 出 税 額	2,820	23,912,805
	2 割 加 算 額	224	202,011
	計	実 2,820	24,114,816
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	110	31,157
	配 偶 者	550	6,441,366
	未 成 年 者	30	4,789
	障 害 者	75	82,103
	相 次 相 続	93	136,656
	外 国 税 額	-	-
	計	実 809	6,696,071
差 引 税 額	実	2,395	17,418,745
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		21	119,457
小 計		2,392	17,299,288
農 地 等 納 税 猶 予 額		77	1,466,529
株 式 等 納 税 猶 予 額		1	17,480
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 2,381	15,849,047
	還 付 税 額	実 11	33,769
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,048	84,810,000

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成18年分	2,848	213,272,591	30,764,341	10,432,353	2,392	19,255,297	7	6,801	1,014
平成19年分	3,029	208,678,167	29,163,530	9,882,831	2,519	18,390,503	14	63,186	1,063
平成20年分	2,903	192,679,250	26,039,796	9,130,783	2,425	15,881,873	11	32,066	1,000
平成21年分	2,602	177,731,717	24,371,120	6,389,270	2,187	16,373,211	7	8,641	925
平成22年分	2,859	191,303,087	24,114,816	6,696,071	2,381	15,849,047	11	33,769	1,048

(注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
富山	363	25,206,377	297	2,309,242	136
高岡	244	15,000,461	198	1,058,192	97
魚津	127	7,444,197	101	571,447	48
砺波	92	5,671,263	74	244,715	38
富山県計	826	53,322,298	670	4,183,596	319
金沢	784	53,330,438	667	4,888,907	275
七尾	60	3,334,459	47	173,136	26
小松	201	12,327,404	174	871,402	73
輪島	37	1,898,048	32	206,867	13
松任	147	12,719,453	124	1,157,695	55
石川県計	1,229	83,609,802	1,044	7,298,007	442
福井	321	24,959,185	262	2,144,632	117
敦賀	84	4,913,328	72	254,217	31
武生	193	10,904,485	162	563,536	66
小浜	66	3,193,812	57	192,035	19
大野	54	5,565,511	38	1,015,110	21
三国	86	4,834,666	76	197,914	33
福井県計	804	54,370,987	667	4,367,444	287
総計	2,859	191,303,087	2,381	15,849,047	1,048

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	2,860	191,139,206	2,379	15,869,157	1,048
	修正申告による増差額	42	367,357	79	73,940	33
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	13 △	203,476	23 △	94,049	11
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 2,859	191,303,087	実 2,381	15,849,047	実 1,048
過 年 分	申 告 額	103	4,151,476	93	198,127	43
	修正申告による増差額	522	6,784,730	792	1,317,424	313
	更正による増差額	-	-	1	147	1
	更正等による減差額	102 △	1,407,614	128 △	324,158	71
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 723	9,528,592	実 1,006	1,191,541	実 366
合 計	申 告 額	2,963	195,290,682	2,472	16,067,284	1,091
	修正申告による増差額	564	7,152,087	871	1,391,364	346
	更正による増差額	-	-	1	147	1
	更正等による減差額	115 △	1,611,090	151 △	418,207	82
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,582	200,831,679	実 3,387	17,040,588	実 1,414

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	8	1,826	12	3,081	-	-
過 年 分	574	107,541	81	27,931	65	96,582
合 計	582	109,366	93	31,012	65	96,582

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	268	22,597,674	700,234	133,785	330,473	640
1 億円超	516	71,642,307	700,407	471,572	2,954,271	1,618
2 "	146	35,274,620	163,259	359,326	2,575,970	545
3 "	87	32,694,408	246,778	205,550	4,054,755	309
5 "	17	9,742,530	64,864	7,009	1,773,104	79
7 "	6	4,970,856	12,000	22,218	914,687	18
10 "	6	8,181,993	-	26,099	1,647,038	22
20 "	1	2,049,513	30,000	-	843,756	3
30 "	1	3,985,305	221,277	16,000	775,103	7
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,048	191,139,206	2,138,818	1,241,559	15,869,157	3,241

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	5	41	101	87	34	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	38	114	174	134	38	9	6	1	-	-	-
2 "	-	1	17	57	46	16	3	3	1	-	-	2
3 "	-	3	13	25	30	13	2	-	1	-	-	-
5 "	-	2	1	8	3	2	-	-	-	-	-	1
7 "	1	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8	85	247	356	251	71	14	10	3	-	-	3

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	509	24,589,838
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	358	4,282,320
	宅地（借地権を含む。）	983	59,933,265
	山林	202	269,645
	その他の土地	271	5,081,047
	計	995	94,156,115
家屋、構築物		948	12,988,259
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	189	216,914
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	42	245,229
	売掛金	47	153,473
	その他の財産	92	243,269
	計	250	858,886
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	221	5,978,860
	同上以外の株式及び出資	718	9,062,954
	公債及び社債	263	4,549,008
	投資・貸付信託受益証券	291	4,422,309
	計	835	24,013,131
現金、預貯金等		1,041	47,104,001
家庭用財産		789	447,794
その他の財産	生命保険金等	257	7,582,501
	退職金及び功労金等	85	4,114,093
	立木	67	75,447
	その他	892	13,247,192
	計	928	25,019,233
合計		1,044	204,587,419
相続時精算課税適用財産価額		73	2,138,818
債務		937	14,579,773
葬式費用		1,022	2,248,817
計		1,035	16,828,590
差引純資産価額		1,044	189,897,647
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		228	1,241,559
課税価格		1,048	191,139,206

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。